



地域再生について

平成17年2月10日

内閣官房構造改革特区推進室
地域再生推進室

副室長

御園慎一郎

特 区 : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>
地域再生 : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>



構造改革の経緯

平成13年

平成14年

平成15年

平成16年

小泉内閣発足
平成13年4月

総合規制改革会議設置
平成13年4月

経済財政諮問会議設置
平成13年1月

特殊法人等改革推進本部設置
平成13年6月

郵政三事業の在り方について考える懇談会設置
平成13年6月

構造改革特区推進本部設置
平成14年7月

平成14年度中間取りまとめで特区制度を提案
平成14年7月

三位一体の改革検討開始(骨太2002)
平成14年6月

道路関係四公団民営化推進委員会設置
平成14年6月

日本郵政公社発足
平成15年4月

地域再生本部設置
平成15年10月

観光立国行動計画決定
平成15年7月

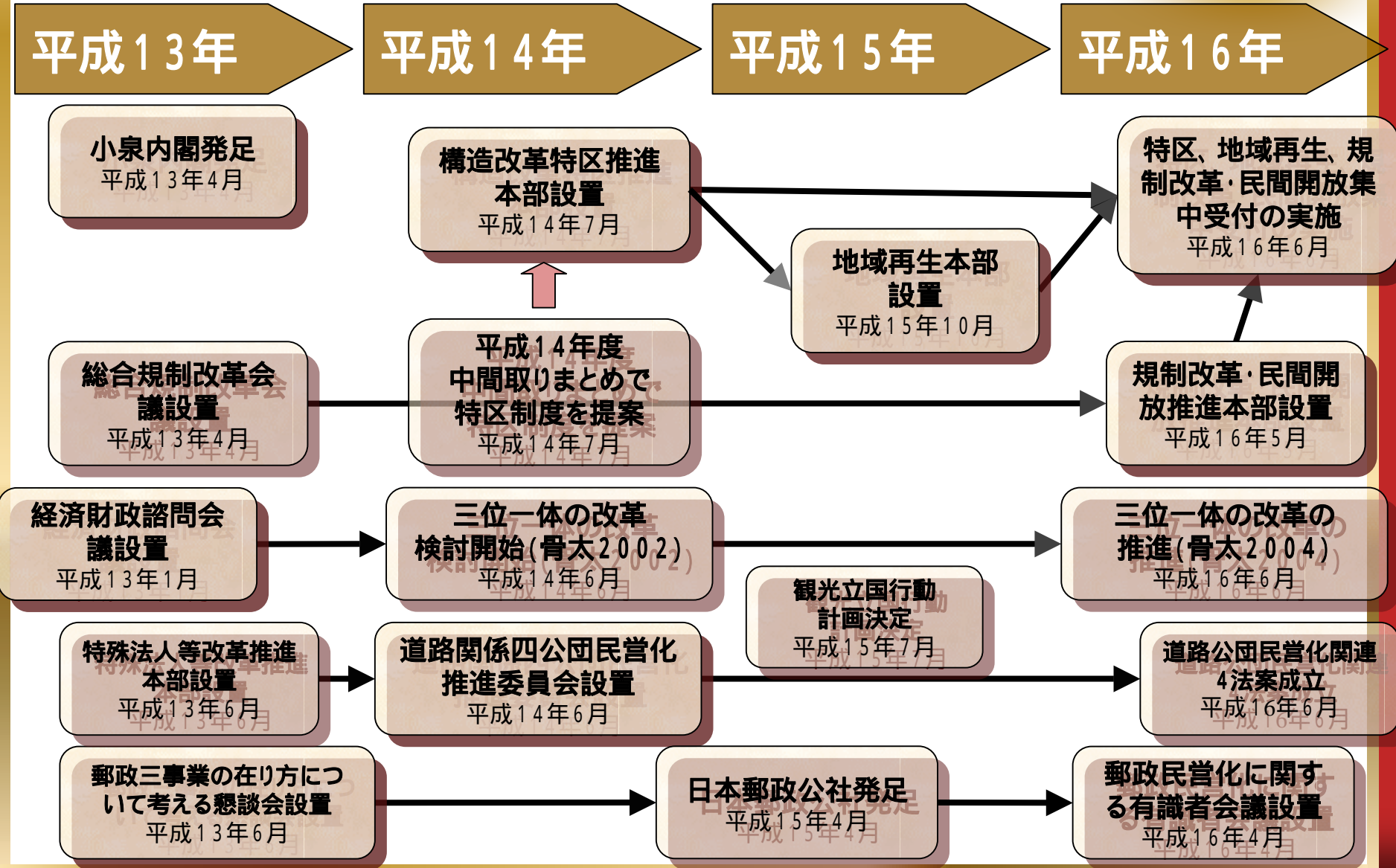
特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付の実施
平成16年6月

規制改革・民間開放推進本部設置
平成16年5月

三位一体の改革の推進(骨太2004)
平成16年6月

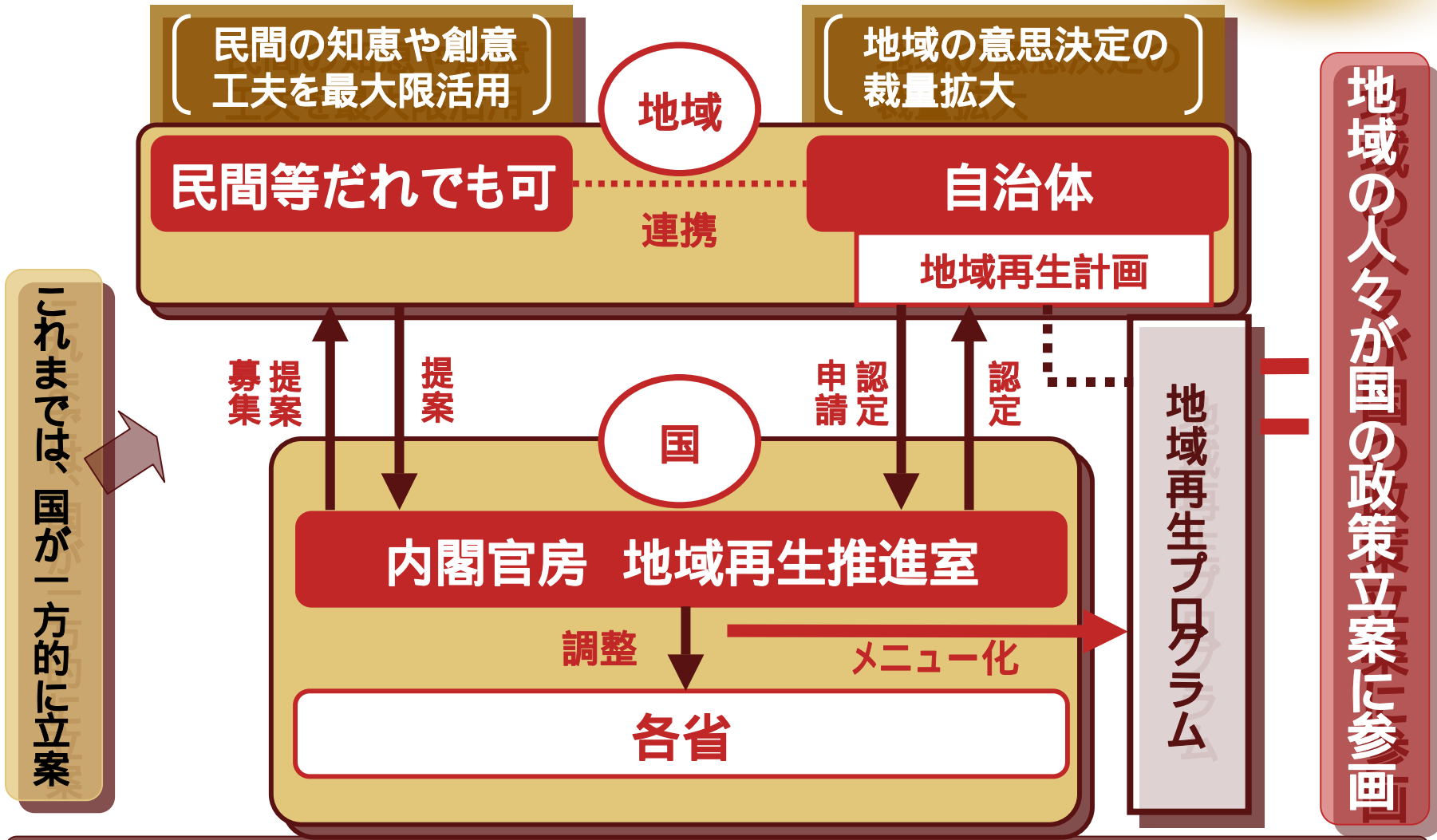
道路公団民営化関連4法案成立
平成16年6月

郵政民営化に関する有識者会議設置
平成16年4月





地域再生の提案募集・計画認定の仕組み



提案内容、各省庁との協議・交渉の経過等は、すべてホームページ上で公表します。



地域再生の経緯

平成15年10月24日	地域再生本部発足 本部長:内閣総理大臣	(第1回本部)
平成15年12月19日	「地域再生推進のための基本指針」決定	(第2回本部)
平成16年1月15日	地域再生構想の提案募集の締め切り 提案主体数:392、構想数:673	
平成16年2月27日	「地域再生推進のためのプログラム」決定 地域限定措置 23件 全国措置 118件	(第3回本部)
平成16年5月27日	「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」決定	(第4回本部)
平成16年6月21日	第1回地域再生計画認定 認定件数 214件	
平成16年6月30日	地域再生構想の提案募集の締め切り 提案主体数:385、構想数:652	
平成16年9月10日	「地域再生の6月に募集した提案に対する政府の対応方針」決定 地域限定措置 2件 全国措置 11件 (予算編成に関連するものは、提案の実現に向けて引き続き検討)	(第5回本部)
平成16年12月8日	第2回地域再生計画認定 認定件数 36件	
平成17年2月4日	地域再生法案を閣議決定、国会提出	



補助対象施設等の有効活用

補助対象施設等の有効活用を盛り込んだ計画数	60
-----------------------	----

支援措置	計画数
公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	20
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	13
補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化	19
勤労青少年ホームの施設転用	3
社会福祉施設の転用の弾力的な承認	3
下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化	4
公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	4
補助対象施設の有効活用	20

認定された地域再生計画の例 (住環境・コミュニティ再生、地場産業・中小企業活性化分野)



大阪元気コミュニティ創造サポート計画【大阪府、高槻市】

(平成16年6月21日認定)



補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用を弾力化して、廃校をコミュニティ活動の拠点として活用する等、コミュニティサービス事業(一人暮らしの高齢者や一人親家庭への支援等)の活性化を図る。

- コミュニティ活動の担い手創出:1万9千人(H16) 2万6千人(H20)
- コミュニティ活動の経済規模:892.9億円(H16) 1237億円(H20)

環(わ)のまちづくり計画【福井県鯖江市】

(平成16年6月21日認定)



バイオスタウンの実現に向けて関係省庁が一体となった支援を行うことで、環境をキーワードにした地場産業の活性化・高度化・鯖江版ISOの推進など、「環境国際都市」実現に向けて施策の集中を図り、SABAE環境ブランドの確立を目指す。

- 二酸化炭素排出量の大幅な削減。
- 数十名の雇用増。
- 観光客約5%増。

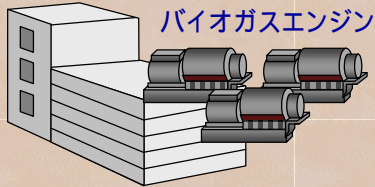


認定された地域再生計画の例 (産業再生・産学連携・雇用創出、 都市農村交流・農林水産・バイオマス分野)

マイクログリッドによる八戸地域再生計画【青森県八戸市】

(平成16年6月21日認定)

東部終末処理場



下水道補助対象施設の目的外使用承認を柔軟化して、下水処理場から発生するメタンガス等のエネルギー源を利用するなど、「マイクログリッド」(エネルギー版の地産地消 = 小規模電力網)の実証研究を通じて産業の活性化と新エネルギーの導入を図る。

- 新しいエネルギービジネスの創造により、新産業が創出
- 先進的なエネルギー供給形態が整備されることにより、技術開発・経済モデル構築等のノウハウを蓄積・活用

6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト【神奈川県三浦市】

(平成16年6月21日認定)



イベント等に伴う道路使用許可の円滑化を行い、まぐろを中心とした漁業と三浦大根で有名な農業(1次)、水産加工(2次)、観光(3次)を連携させた三浦独自の「6次経済の構築」を目指す。

- 観光客数: 429万人(H13) 600万人(H22)
- 観光客一人当たり消費額: 2189円(H13) 3000円(H22)

認定された地域再生計画の例 (国際交流・観光、文化・生涯学習分野)



伊豆アドベンチャーレースを中心とする伊豆の自然を活用したイベント開催等による地域再生【静岡県松崎町他】(平成16年6月21日認定)



イベント等に伴う道路使用許可の円滑化を行い、公道をコースに組み込み、協議エリアを伊豆全域に拡大、総延長220kmという国内最高レベルの冒険レースを行う。

- 地域内消費金額:約1千万円。(2004年大会実績)
- コース延長130km(2003年) 220km(2004年)
- 大会日程:2日間(2003年) 3日間(2004年)

「音楽のまち・かわさき」推進計画【神奈川県川崎市】(平成16年6月21日認定)



イベント等に伴う道路使用許可の円滑化を行い、街角で気軽に音楽を楽しめる環境づくりを進め、まちに音楽が溢れ、感性豊かな心を育むなど、「うるおいのある豊かな地域社会の実現」を目指す。

- 音楽公演等の増加:700公演(H15) 780公演(H16)

認定された地域再生計画の例 (生活福祉分野)



空き教室を活用する子育て支援【神奈川県横須賀市】(平成16年6月21日認定)



補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用を弾力化して、安全で充実した環境の中で学童クラブの運営を行うことによって、保護者に安心感を与え、家庭の経済的負担も軽減する。

→ 学童クラブの利用人数: 60人増



今後の地域再生の推進にあたっての 方向と戦略(平成16年5月27日地域再生本部決定)の骨子

1. ねらい

地域の問題意識等を踏まえ、地域再生本部としての今後の取組の姿勢を明確に示す観点から、地域が再生に向けた取組を自主裁量で戦略的に実施できるようにするため、更なる施策の展開の方向と戦略を決定。

2. 展開の方向

各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を、「三位一体の改革」にも資する方向で強力に推進。推進にあたっては、次の点について、府省横断的なものも含め、補助金改革等を実施。

知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ・地域再生に必要なひとづくり、人材ネットワークづくりに資する活動への支援
- ・既存の諸施策において、地域再生を重視する方針を明確化し、手段を具体化
- ・権限委譲推進のための支援の充実及び分野に応じた制度改革等

自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換

- ・主要政策テーマ(地域観光、産学連携、地域介護・福祉等)ごとに施策をパッケージ化等
- ・地域の視点から補助金改革を推進
- ・補助金等により整備された施設の有効活用等、既存ストックの活用

民間のノウハウ、資金等の活用促進

- ・外部経済効果等の高い民間プロジェクトへの民間資金の誘導促進
- ・アウトソーシングを促進するための環境整備

3. 展開の戦略

・6月に実施する提案募集を踏まえつつ、予算編成に関連するもの等について翌年1月、早期に制度改革が可能なものについて9月に、新たな施策のプログラムを決定。法制度の整備について検討。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 (骨太2004)抜粋



第1部「重点強化期間」の主な改革

1. 「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(3) 地域の真の自立

(三位一体の改革)

(略)

・国庫補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。併せて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与・規制の見直しを一体的に行うことが重要である。

第2部 経済活性化に向けた重点施策

1. 地域再生

(1) 地域再生の積極的展開

やる気のある地方公共団体、住民や地域の民間企業等との協力の下に自主性と創意工夫を活かしながら、それぞれの地元の特性を踏まえた地域間競争を通じて地方経済の活性化を図ることにより、地域の再生を実現する。

・地域の政策的ニーズにより積極的に対応した施策を実現し、地域が再生に向けた取組を自主裁量で戦略的に実施できるようにするため、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略(平成16年5月27日本部決定)」等に基づき、地域再生本部において更なる施策の展開を積極的に図る。

・「国から地方へ」「官から民へ」との考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、「三位一体の改革」にも資する方向で、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。推進するにあたっては、下記について、府省横断的なものも含め、補助金改革等を行い、持続可能な地域の再生につなげる。

(以下略)



地域再生に対する地域の声

地域からの総合的な戦略の例

日本一の田舎づくり構想【京都府美山町】

かやぶき古民家や豊かな自然を活かして、農業振興、都市農村交流を促進し、日本一の田舎をつくる。



[規制改革等]

古民家による民宿経営のための建築基準の緩和

[補助金改革]

生活排水やみちづくりに関連する補助事業の一元化

介護のまちづくり地域システム構想【東京都稲城市】

サテライト型特別養護老人ホームや小規模多機能拠点を計画的に整備し、包括的なケアシステムを構築。



[規制改革等]

サテライト型特別養護老人ホーム向けの施設基準緩和

[補助金改革]

多様な福祉・介護の拠点の一体的整備のための補助制度の再構築

補助金改革の提案の例

生活排水

下水道、集落排水、合併処理浄化槽に関する補助金の一元化
【岩手県、京都府美山町ほか】
(国土交通省、農林水産省、環境省)

介護・福祉

老人ホーム、通所介護、訪問介護等の多機能サービス拠点のための補助金の整理統合
【東京都稲城市、愛媛県ほか】(厚生労働省)

こども

小学校、幼稚園・保育園の総合施設、児童館の機能を持つ複合施設の整備のための補助金の整理統合
【東京都千代田区ほか】(文部科学省、厚生労働省)

環境

バイオマス利活用のための研究開発、施設整備等のための複数の補助金の整理統合
【神奈川県三浦市ほか】(農林水産省、環境省等)

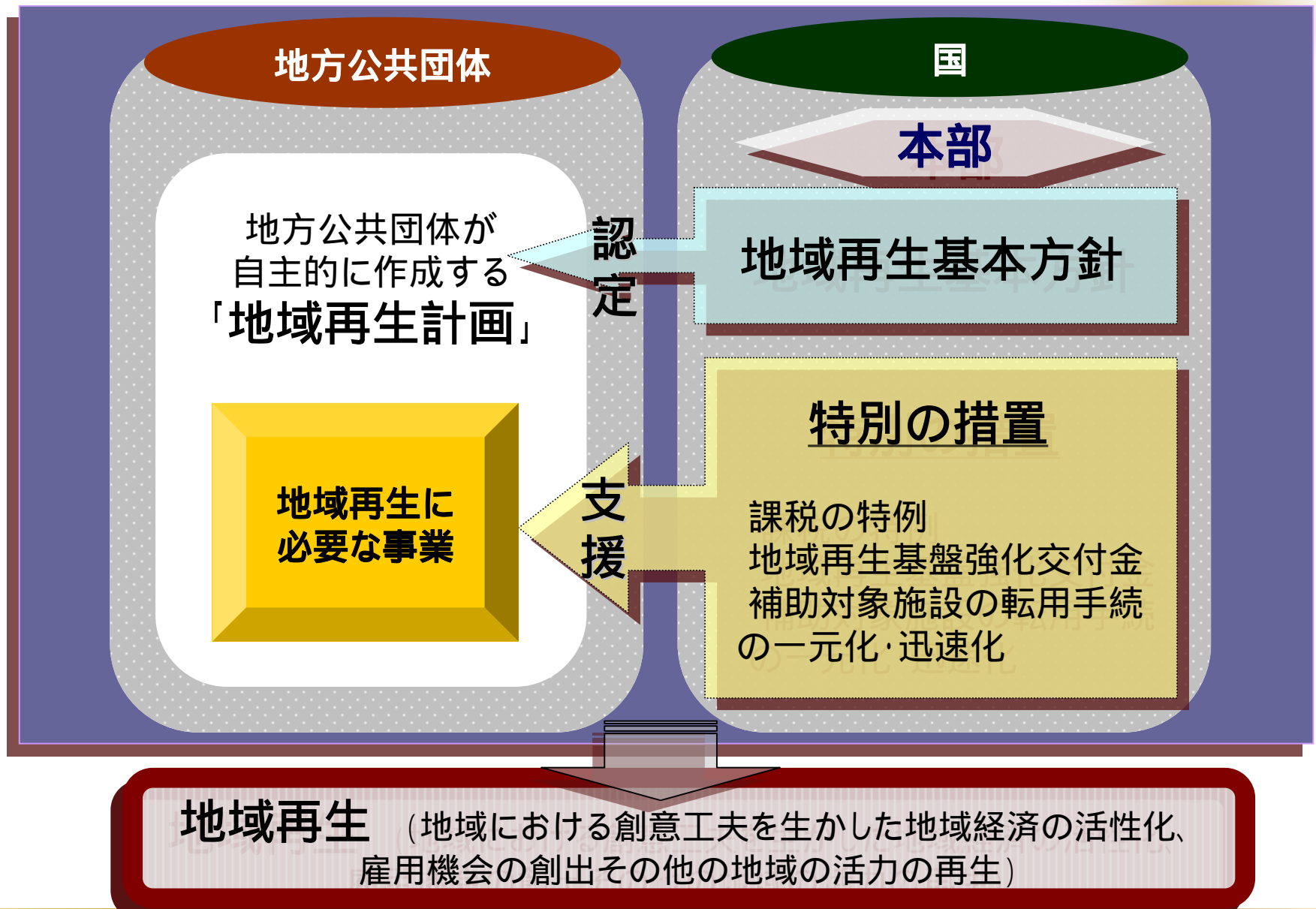
防災

学校等の各種公共施設や一般の住宅・建築物の耐震化のための各種補助金の一元化
【愛知県犬山市ほか】(文部科学省、国土交通省等)

このほか、商店街振興、IT、産学連携、ものづくりなど地域が考える政策テーマは多岐にわたる。



地域再生法案のスキームについて





内閣府への一括計上による省庁横断的な補助金改革

ポイント

分かりやすい

使いやすい

省庁の壁を超えて一本化した三種類のテーマ別交付金を内閣府に一括計上
内閣府が、地方公共団体の地域再生計画を(例えば)5年分まとめて認定

地方公共団体の判断で「年度間の流用」「他の類似事業への充当」が可能
交付金交付に係る事務手続は、省庁の枠を超えて一体的に実施。窓口も一元化。

政府として一体的に取り組むため

予算を一括計上

- 内閣府**
- ・道整備交付金
【道路(国交省)、農林道(農水省)】
 - ・污水处理施設整備交付金
【下水道(国交省)、集落排水(農水省)
浄化槽(環境省)】
 - ・港整備交付金
【港湾(国交省)、漁港(農水省)】

執行は各省が
適正に実施

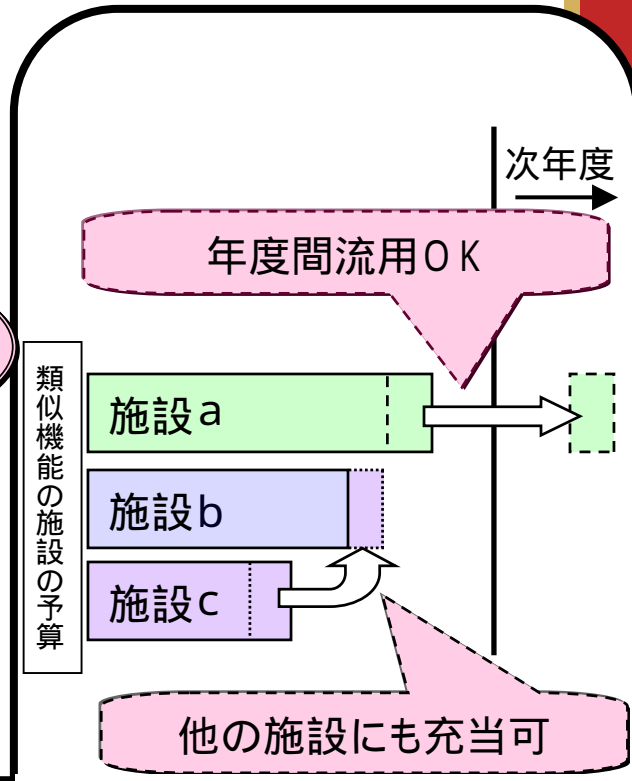
ワンストップ窓口で
手続を一本化

交付の申請
決定

地域再生計画

5年分の事業計画
をまとめて認定

地方公共団体





地域再生税制について

地域再生に資する事業を行う民間企業に対する投資について税制上の優遇措置を講じ、当該事業に対する民間資金を誘導することにより「民間の力による地域再生」を促進

地域再生事業を行う企業

<地域再生事業の基本的考え方>

- (1) 従来公的主体が主に担っていた事業
- (2) 収益性の観点から民間の積極的参入が期待できない事業であるが、地域再生を推進する上で民間事業者の参入が望ましいと考えられる分野

<具体的事業内容>

公益的施設の整備・運営
 環境対策に資する施設の整備・運営
 施設整備・運営を通じた地場産業支援
 地方公営事業の民営化

出資に対する税制上の特例措置

投資額控除
 損失繰延
 譲渡益圧縮

出資

投資家

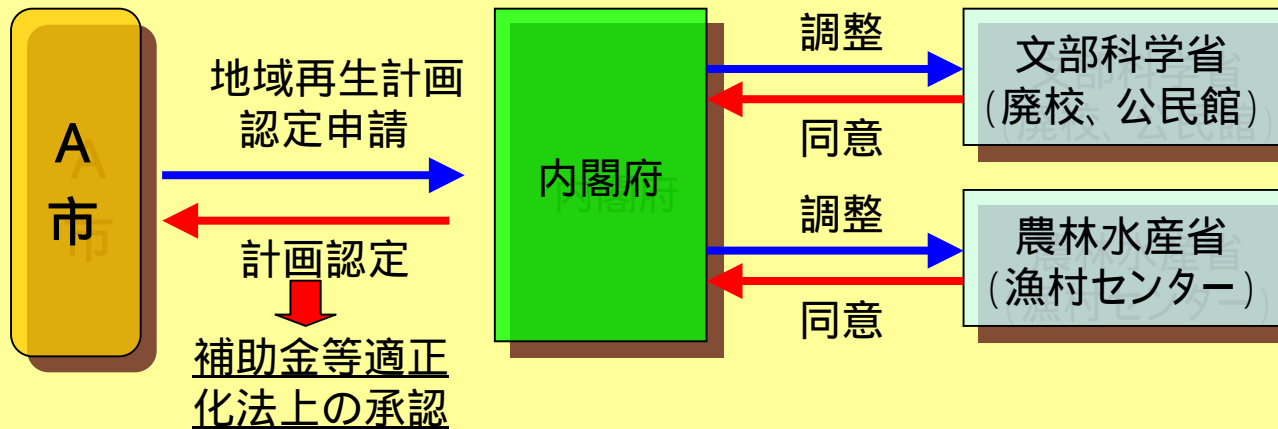
地域再生計画

内閣総理大臣の認定

補助金等適正化法の手続の特例について



地域再生法（仮称）上の手続



(補助対象財産の転用による地域再生)

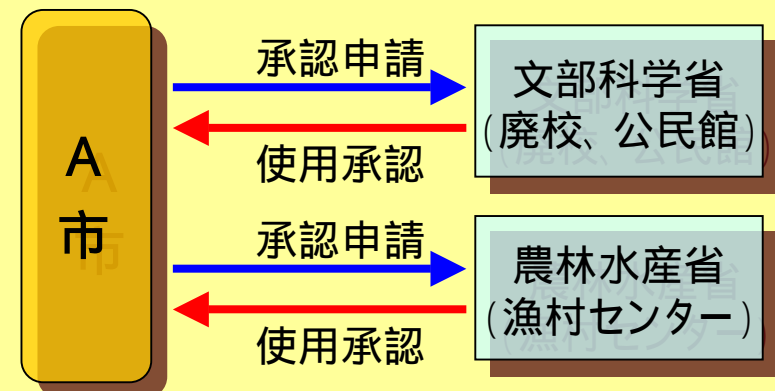
廃校
社会福祉施設
公民館
文化会館
漁村センター
農産物展示販売施設

< 手続の特例による効果 >

内閣府によるワンストップ窓口
地方公共団体の手続に係る負担を軽減

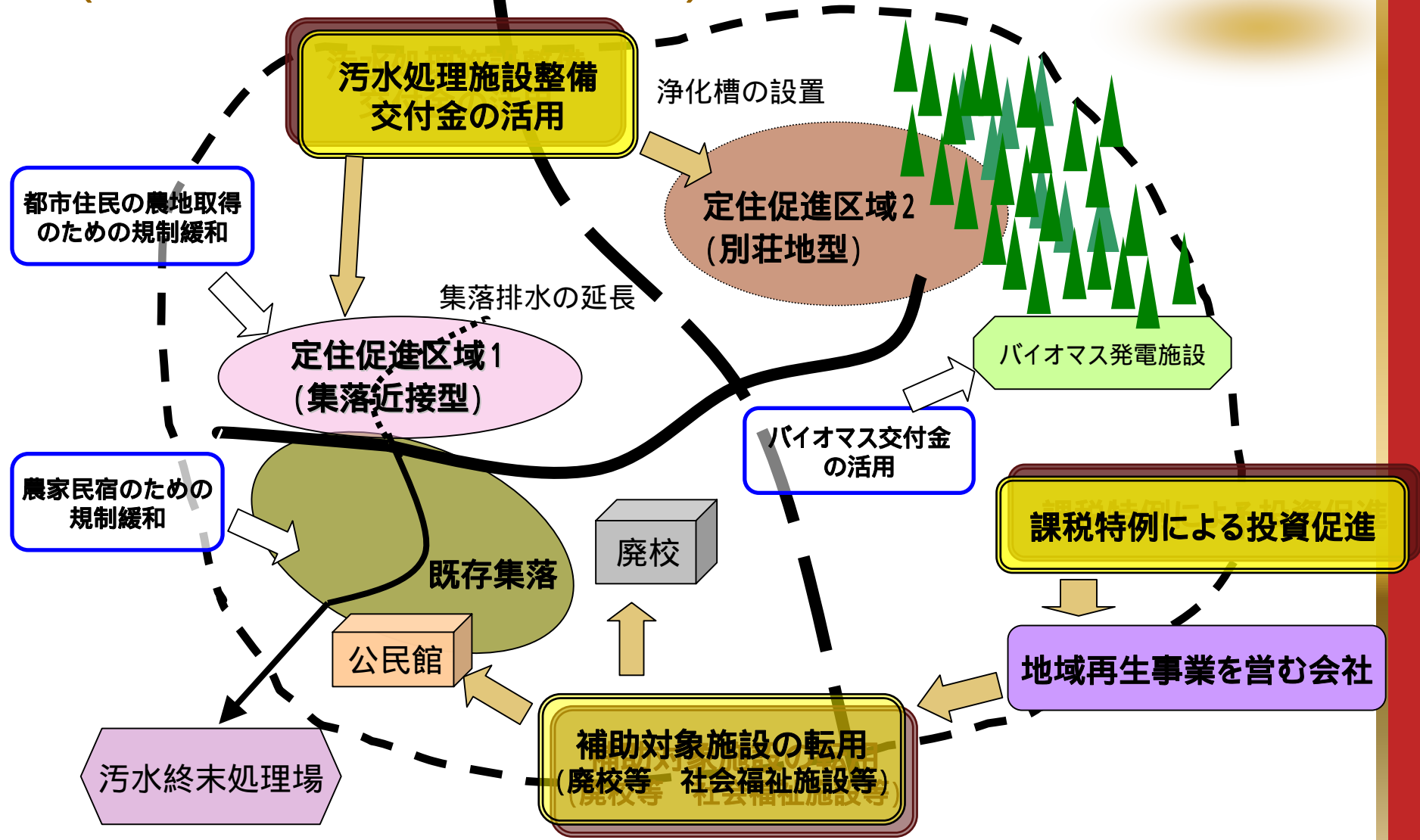
計画認定に要する処理期間 3ヶ月以内
迅速な手続処理の促進

現行の補助金等適正化法上の手続



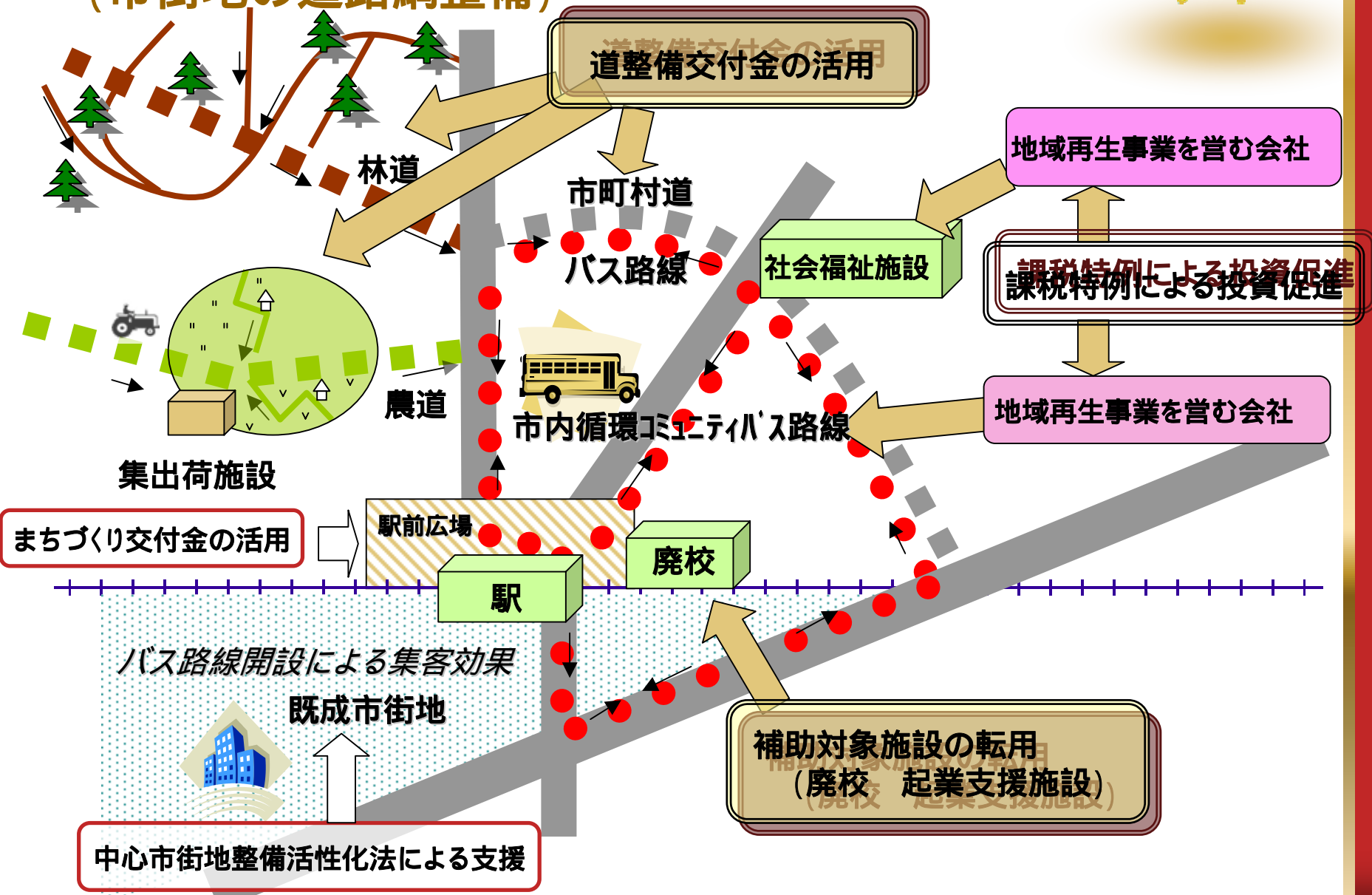


地域再生計画のイメージ (農山村地域の生活環境改善)



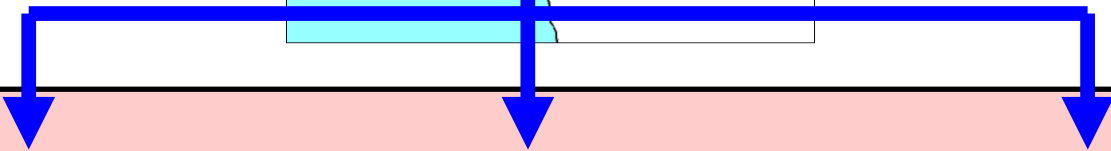
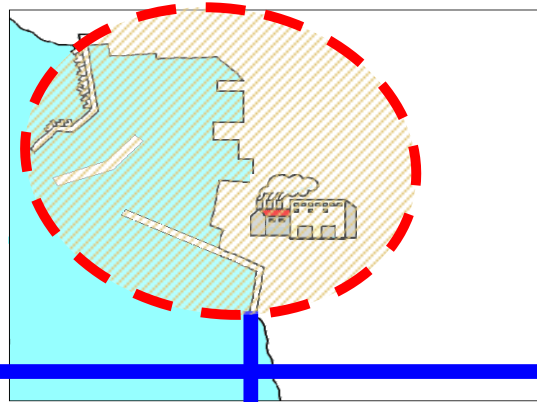


地域再生計画のイメージ (市街地の道路網整備)





地域再生計画のイメージ (港町の再生)



課税特例による投資促進

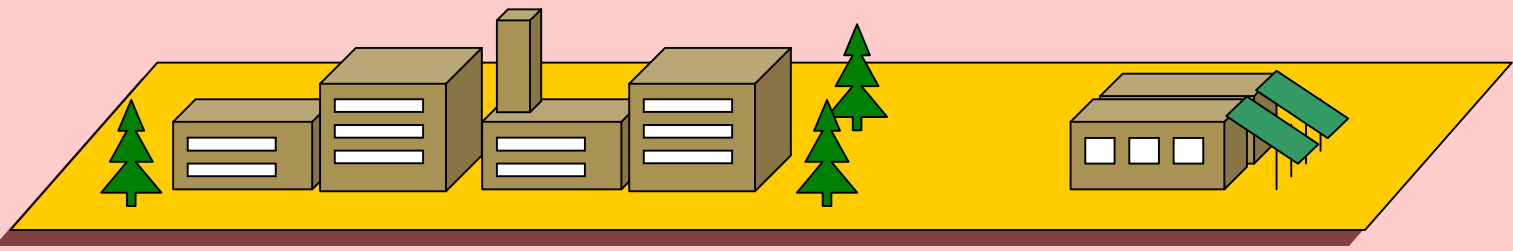
港整備交付金の活用

補助対象施設の転用

水産加工の際に発生
する廃棄物の処理施
設を株式会社が運営

係留施設、臨港交通施
設、廃棄物処理施設の
整備に交付金を活用

漁村環境施設の一部を
転用し、特産品の展示
販売施設として活用



「特区」と「地域再生」が「車の両輪」となって 地域の活性化を強力に推進

地域再生

交付金、課税の特例等

地域再生法(仮称)

【プログラム】

(イメージ)

法律上の特別の措置
・地域再生基盤強化交付金
・課税の特例措置 等

連携施策

・目的別、機能別交付金
・その他の支援措置 等

知恵と工夫を競うアイデア合戦 (「地域戦略メガコンペ」)

地域

提案

(地域の自主裁量性を高めるための制度改革等)

計画

(地域が自ら考えた地域特性を活かした政策・事業群)

目標、目標を達成するために必要な事業、期間等を明記

構造改革特区

規制の特例

構造改革特別区域法

【基本方針】

(例)

・株式会社、NPO法人による学校設置
・農地貸付方式による株式会社の農業参入
・公設民営方式による株式会社の特養ホーム経営
・税関の執務時間外における通関体制の整備

アイデア合戦(「地域戦略メガコンペ」)

地域の計画を一括支援

バラマキ的手法によらない地域の活性化を実現



今後のスケジュール

予定	地域再生	特区
2月	「新たな地域再生のプログラム」を本部決定	対応方針・本部決定
3月	地域再生計画認定(第3回)	特区計画認定(第7回)
4月	地域再生法施行 地域再生法に基づく基本方針の閣議決定	



地域再生計画の認定状況

第1次(平成16年6月21日)から第2次(平成16年12月8日)まで、
合計250件の計画を認定。

都道府県別認定状況

- 認定計画が15件以上
- 認定計画が10件以上
- 認定計画が5件以上
- 認定計画が4件以内

